

# みずなら

日本将棋連盟札幌  
中央支部（札幌市  
中央区北3西2NC  
ビル 2Fみずなら  
011-788-9215  
FAX011-788-9215）

## 公益法人制度改革 日将連の『次の一手』

日本将棋連盟が『公益社団法人』の認定を指しているが、このアクションの意味を整理してみたい。  
（文責：編集長 山下弘人）

### 【法改正】

公益法人改革法（左コラム参照）が平成20年12月に施行され、従来の社団法人は自動的・強制的に『特例民法法人』に『公益社団法人』となるか、（特例社団法人）となった。

所定の認可を受けて『一般社団法人』になるか、またはこれら の手続きが済まなければ、その社は解散したものとみなされ法人格がなくなるか、のいずれかとなる。

### 【日将連の動き】

将棋の総本山『社団法人日本将棋連盟』も、旧民法に基づき設立された社団法人であるため、平成25年11月までに『公益社団法人』か『一般社団法人』か『解散』かのいずれかの途をたどるはずだ。

『公益社団法人』を指しているという。『公益社団法人のメリット&デメリット』は『一般社団法人』よりも税制上

## 【LPSAの衣替え】

かつての中間法人法（平成13年法律第49号）に基づいて設立された中間法人（無限責任中間法人と有限責任中間法人とがある）は、一連の公益法人制度改革にともない、平成20年からは（上記では示した）『一般社団法人』に移行することとされた。

この流れの中で、例えば「LPSA」は『有限責任中間法人 日本女子プロ将棋協会』であったが、すでに法的な衣替えを済ませていて『一般社団法人 日本女子プロ将棋協会』になっている。

有利であるし社会的信用度が増すが、他方、経営・運営を公平・オープンにすることが義務付けられるなど組織として動きにくくなる一面もある。

非営利目的・公平・オープンな組織だからこそ税制上のメリットも享受できるという制度だ。

### 【棋士総会に提案】

米長会長のブログによると、新たな組織の仕組みを提案し棋士達に説明しているようだ。そして『11月12日に棋士総会を開きます。賛同が得られれば直ちに申請します。（米長会長のブログ）』とのことだ。

## 公益法人改革法

公益法人制度改革関連の主要な法は以下に示す法人法、認定法、整備法の三法だ。このほか民法や中間法人法など他の法令も関係する。

『一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）』

『公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）』

『一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第50号）』

明治時代に制定された民法は、何度が改正されてきたとは言え現代の事情に不似合いな部分もあり、また公益法人が天下りの温床になっ

ているなどの批判もあつて、制度疲労が指摘されてきた。こうした事情をふまえ平成18年に民法法人についての規定の一部が改正・整理された。それが上記三法他の関連合法だ。公益法人制度改革の目的は、民間非営利組織の健全な発展を図ることにあり、官からの癒着を廃して公平な立場でこれに一定の公益性を認めていくというものだ。H18年に国会通過、20年施行。

# 公益認定

今後の社団法人は、公益性を認め税制上のメリットも受けられる『公益社団法人』と、比較的設立の容易な『一般社団法人』との二制度になった。

その場合の「公益性」は有識者による委員会の意見により判断することとし、主務官庁の権限を抑えた制度設計になっている。

このため、その組織が『公益事業』を行う者として適当かどうか、所定の委員会によって判断されることになる。

これが「公益認定」の難関である。

▲金二  
【詰将棋】7手詰  
作 山下弘人

6	5	4	3	2	1
		馬	角	飛	
			王		
	馬	歩			
			歩		

## 【新組織へのスケジュール】

旧民法に基づいて設立された社団法人が「公益認定」を受けて『公益社団法人』となる場合の一般的なスケジュールは、おそらく以下のようなものになる。

一、その理事ら役員が新組織の方向性を提案する。  
二、その提案を総会で決議・決定する。

三、主務官庁に申請

四、公益認定を受ける

五、公益社団法人として法人登記

六、法人登記をする以前の

## 北海道の特例民法法人

民法法人は都道府県または国（各省庁・大臣）を主務官庁としているが、道（総務部 行政改革局 法人団体課）では約800法人を管轄している。

道内法人でも、『公益財団法人 札幌交響楽団』『公益社団法人 森と緑の会』などは、すでに公益認定を受けている。

一方『一般財団法人 札幌アイスホッケー連盟』や『一般社団法人 北海道中小企業家同友会』などは一般財団・一般社団法人に組織変えを済ませた。

平成22年10月現在、ホームページを見る限りでは『社団法人 北海道柔道連盟』『財団法人 北海道剣道連盟』『社団法人 北海道将棋連盟』など多くの法人は、未だ組織変更していない。

## 認定法第六条等にあるように公益社団法人でない者が公益社団法人と誤認・誤解されるような名称を名乗ることは禁じられている。

「支部」は、各会員の会費を日将連に納入するが、それ以外の収支は独立してあり、公益社団法人となる日将連とは別組織（人格なき社団）と考えられる。ならば、日将連が首尾よく公益認定を受け『公益社団法人』となった以後、我々の支部が、『公益社団法人 日本将棋連盟』

## どうなる？ 支部の位置づけ

「支部」は、各会員の会費を日将連に納入するが、それ以外の収支は独立してあり、公益社団法人となる日将連とは別組織（人格なき社団）と考えられる。ならば、日将連が首尾よく公益認定を受け『公益社団法人』となった以後、我々の支部が、『公益社団法人 日本将棋連盟』

支部と名乗ることは、禁じられるのであろうか。なるほど法を杓子定規に解すれば、その名乗りは違法となる。が、それがたして法の趣旨に合致した運用だということか（？）。今後の動向を注視したい。

旧法人の決算・申告  
七、登記した後の新法人の決算 総会 申告

これらの手順の中で、申請

▲角銀  
【詰将棋】11手詰  
作 山下弘人

4	3	2	1
	馬	王	
	馬	桂	
			桂
			香

### 編集後記

本号は公益法人制度改革特集。文中の意見・感想・分析等は、当支部の公式見解ではなく編集長の私見である。支部会報と言いながらも、文責は編集長（山下弘人）にある。御鞭撻を頂戴したい。

遅いと一年以上かかっていることだ。準備期間から新法人の最初の総会までは1〜2年必要のようだ。